

大阪府障がい者自立相談支援センター受託実習生受入実施要領

1 受託実習生の受入れについて

大阪府障がい者自立相談支援センター（以下「センター」という。）は、福祉に関する人材の養成及び障がい者支援に関する理解を深めるため養成機関より実習生を受け入れます。

センターの実習内容は、次に掲げるものとします。

(1) 身体障がい者支援（専門支援）

身体障害者更生相談所における身体障がい者に特化した専門的支援について

(2) 知的障がい者支援（専門支援）

知的障害者更生相談所における知的障がい者に特化した専門的支援について

(3) その他障がい者支援全般

認知障がいを主症状とする高次脳機能障がい児・者その他障がい者への支援に関すること（支援者の人材育成や啓発活動等）

2 受託実習生の受入依頼及び決定

(1) 実習依頼

養成機関の代表者は、実習依頼書（様式第1号。以下「依頼書」という。）に必要事項を記載し、センター所長（以下「所長」という。）に提出してください。

(2) 実習対象者

福祉に関する人材の養成を目的とする養成機関に所属する学生

(3) 受入期間について

実習期間は実習受入年度を超えない期間とし、実習に必要な期間でセンター業務に支障のない範囲において決定します。

(4) 実習時間について

原則として、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分までとする。ただし、所長が必要と認める場合には、実習時間を変更は可能です。

(5) 実習費について

・大阪府障がい者自立相談支援センター受託実習生受入要綱に基づき、お支払いください。

(1,500円/1日・1名)

・納入については、実習終了後に別途発行する納入通知書により支払いをお願いします。

(6) 受入れの決定について

受入れを決定したときは、所長はその旨を養成機関の代表者に通知します。

3 実習担当者、実習プログラム及び受入所属の役割

(1) 所長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、センター各課の職員の中から、それぞれ1名以上ずつ実習生の指導、監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）を指名し、その中の1名を実習責任者として決定します。

(2) 受託実習の内容等を定めた実習プログラムは、上記1(1)～(3)についての内容とし、実習担当者が協力し検討のうえ、所長が定めるものとします。

- (3) 実習担当者は、実習生が在籍する養成機関の代表者から実習結果等についての報告を求められたときはこれを作成し、所長が実習生が在籍する養成機関の代表者あて報告するものとします。
- (4) 実習責任者は、実習プログラム作成に係る養成機関の調整、実習生の受入れに係る事務及び実習期間中の日程等に係る進行管理等を行うものとします。

4 服務

- (1) 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければなりません。
- (2) 実習生は、実習時間中、センター職員が遵守すべき法令、条例等並びに所長及び実習担当者の指導、指示等に従ってください。
- (3) 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を他に漏らしてはなりません。実習終了後においても同様とします。
- (4) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に所長の承認を得なければなりません。
- (5) 実習生は、体調不良等その他やむを得ない事由により、実習を受けることができない場合はあらかじめ実習責任者にその旨連絡しなければなりません。やむを得ず、事後連絡となる場合においても速やかに実習責任者に連絡してください。

5 誓約

実習生は、誓約書（様式第2号）を、実習初日に所長に対して提出してください。また、実習生が在籍する養成機関の代表者は、この誓約の遵守について指導徹底するものとします。

センターは、誓約書の提出があったときは、実習にあたっての注意事項及び実習スケジュールについて交付することとします。

6 実習の停止等

- (1) 所長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、実習を停止又は中止することとします。
 - ① 実習生が上記4の服務に従わない場合その他の実習を継続することが困難であるとき。
 - ② 実習を継続することによりセンターの業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
 - ③ 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- (2) 所長は、6（1）の規定により、実習を中止する場合は、その旨を当該実習生が在籍する養成機関の代表者に通知するものとします。

7 事故責任等

- (1) 実習生が在籍する養成機関の代表者及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険等に参加するなどし、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければなりません。
- (2) 実習生が在籍する養成機関の代表者及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって上記4の服務に反する行為により、センター又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければなりません。

附 則

この実施要領は、令和3年3月23日から施行する。

この実施要領は、令和4年3月28日から施行する。